

令和6年度 瑞穂町立瑞穂中学校における部活動に係る活動方針（案）

1 基本的な考え方

部活動に係る活動方針の位置付けは、「瑞穂町部活動基本方針」を遵守するとともに、これまでの部活動に対する考え方やそれぞれの特色等を取り入れたものとなります。

第一に、学校教育の一環として行われる部活動の教育的意義は、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図り、生徒自身が活動を通して自己有用感や自己肯定感などを高めることにあります。そして、生徒が文化、スポーツ活動を楽しみ、課題意識をもち、主体的に部活動に取り組めるよう運営を進めていきます。

次に、部活動顧問は、教師として生徒の調和のとれた成長を支え、生徒と共に活動することで、様々な得難い経験を積むことができます。単に試合の勝敗や審査の結果等だけを求めるのではなく、目標への到達過程を重視し、チームワークや思いやる心を学び、人としてたくましく成長することを支援し、教育活動としての部活動を進めることが大切です。

最後に、部活動は、「学校の働き方改革」を考える上で、新たな枠組みの検討が必要になります。

次の内容は令和2年9月に文部科学省から示された方向性です。

「休日の部活動を段階的に地域移行(地域部活動)とする」

「休日に部活動に携わることを希望しない教師は、部活動に携わる必要がない環境を構築する」

「部活動の指導を希望する教師については、兼職兼業の許可を得た上で、引き続き休日に指導を行うことができる環境を構築する」とあります。

令和5年度から3年間で、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことになっています。

2 運営方針等について

(1) 部活動の設置、改廃等について

校長は、生徒や教員の数等の配置状況を踏まえ、指導の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動ができるよう、適正な数の部を設置します。

また、設置、改廃に際しては、教員の部活動に対する専門性の有無や、休日の部活動の希望等も踏まえたアンケートを作成し、教職員の希望を取り、部活動を設置し、部活動顧問を依頼します。

(2) 生徒の自立、社会貢献について 部活動顧問は、生徒が部活動を通じて、自分自身と向き合い、目標達成のために何が必要なのかを考え、課題意識をもち練習等に取り組むことができるよう指導を進めます。

また、生徒は、様々な協力者の支えがあるお陰で部活動ができることを実感し、その過程で、感謝の気持ちを育みます。感謝の気持ちは、ボランティア活動等へ参加することで表現し、社会貢献の意識を学びます。

(3) 部活動事故の未然防止について

校長は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底するよう、部活動

顧問等を指導します。また、部活動における生徒の熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防 運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、部活動の実施について適切に判断します。

(4) 部活動顧問と保護者の連携について

部活動顧問は、年度当初の部活動保護者会で、活動計画や休養日、部の活動方針等について説明します。部活動は部活動顧問だけで運営等ができるものではありません。保護者の皆さんとの連携を深め、相互理解を図り、協力関係を構築します。

(5) 適正な私費会計の実施について

部活動顧問は、部活動運営するために部費等を徴収する場合、事前に必要な金額や目的を明確に保護者に説明し、承認を受けた上で部費を徴収することができます。

その際、保護者に会計担当や監査をお願いするなど、公正な会計報告を行います。

(6) 地域との連携について

校長は、教諭等が担当する部活動顧問に代わり、生徒の指導、試合等の引率が可能となる部活動指導員(会計年度任用職員)を配置することができます。今後、導入を進めていきます。

長期的には、段階的に地域設置型の部活動として、学校教育から一步離れたところから、活動を支援していただくことになります。

3 活動時間

(1) 1日の活動時間は、学期中の平日では2時間、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間とし、顧問、もしくは、部活動指導員の管理のもと、実施します。

できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。

(2) 下校時刻は、最終を原則18時30分とします。

(3) 朝練習は、7時00分以降に顧問の管理のもと、30分間、生徒の自主練習時間とします。

始業に遅れたり、睡眠不足で授業に差し支えたりすることのないよう気を付けます。

4 休養日等の設定

(1) 学期中は、原則として週当たり2日以上 of 休養日を設けます。

(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、大会等で休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替えます。)

(2) 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いとします。また、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、休養の期間(オフシーズン)を設けます。

(3) 定期試験1週間前は活動を行いません。ただし、定期試験期間中に公式戦、コンクール等がある場合は、保護者に周知し、希望者による任意の参加とし、できるだけ時間を短縮して行います。

5 入退部等について

(1) 年度当初に、毎年、「入部届」を提出します。

1年生は、部活動オリエンテーション後に、仮入部期間を設けます。学習との両立や体力面などで部活動が継続できるかどうか、希望する部活動の年間活動計画を見て、体験し、本人と保護者が相

談した上で決めてください。

- (2) やむを得ない事情で、年度当初、年度途中で、転・退部を希望する場合は、必ず、事前に、顧問（転部の場合は、双方の顧問）、保護者とよく相談した上で、所定の手続きをとり、許可を得てから転・退部してください。

6 活動上の注意

- (1) 顧問が不在の場合は、顧問が代理顧問を立てれば活動することができます。
- (2) 給食以外の昼食等は、所定の場所でとります。
- (3) 着替えは、所定の場所で行います。
- (4) 水筒を持参してください。ペットボトル、ビン、カン類は原則禁止とします。

7 新型コロナウイルス感染症等への対策

- (1) 校長は感染の拡大状況を見ながら、町教育委員会と連携を図り、活動内容、活動時間について検討し、学校全体で統一した活動を行います。
- (2) 部活動顧問は生徒の体調管理を確認するとともに、体調が優れない場合は活動を行えません。活動後は手洗いを徹底してください。
感染が拡大している時は、活動中もマスクを着用する、大声を出さない等の対策をとります。

8 その他

- (1) 本活動方針並びに、各部活動年間活動計画は、ホームページに掲載していきます。
- (2) 部活動顧問は年間の活動計画のもと、月ごとに活動計画を作成し、生徒・保護者に通知します。